

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」 の一環としての最低賃金の引上げに関する支援の拡充

2025年9月

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

厚生労働省

経済産業省

1. ①業務改善助成金の対象となる事業者の拡大等

概要

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行う中小企業に対し、その費用の一部を助成。より多くの中小企業が活用できるよう、業務改善助成金の対象事業者の範囲を拡充。

具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合も、助成を受けることを可能とする。

事業の詳細はこちら

【上限等】 上限:30～600万円(賃金引上額・人数が多いほど大)

【助成率】 3/4(事業場内最低賃金が1,000円以上)又は4/5(事業場内最低賃金が1,000円未満)

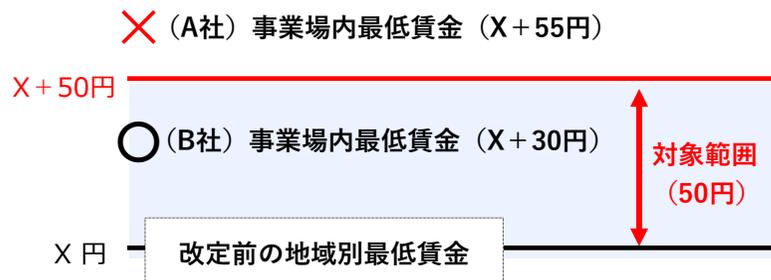


1) 対象事業者の拡大

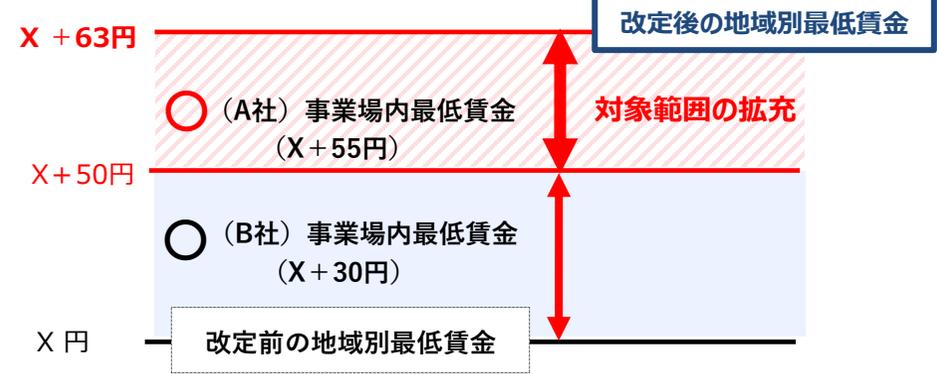
現行 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業者が対象

拡充 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合>



(※) X円～X+50円の事業者のみが申請対象



(※) X+51円～X+62円の事業者も申請対象となる

2) 申請手続きの簡略化

現行 賃上げ前に、賃上げ計画の提出・審査が必要

拡充 賃上げ計画の事前提出を省略可能とする

1. ②ものづくり補助金等における補助率引上げ特例の要件緩和

概要

最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を支援するため、最低賃金近傍の従業員が一定数いる場合には、以下の補助金の補助率を引上げ(1/2から2/3)。この要件を緩和し、対象企業を拡大。

- ものづくり補助金:生産性向上に資する革新的な開発等の設備投資を助成
【上限】750~4,000万円、【補助率】1/2~2/3
- IT導入補助金:ITツールの導入等を助成
【上限】450万円、【補助率】1/2~2/3
- 省力化補助金(一般型):省力化投資を助成
【上限】750万円~1億円、【補助率】1/3~2/3

事業の詳細はこちら



もの補助 IT補助 省力化補助

現行

以下の要件を満たす場合、補助金の補助率を1/2から2/3に引上げ

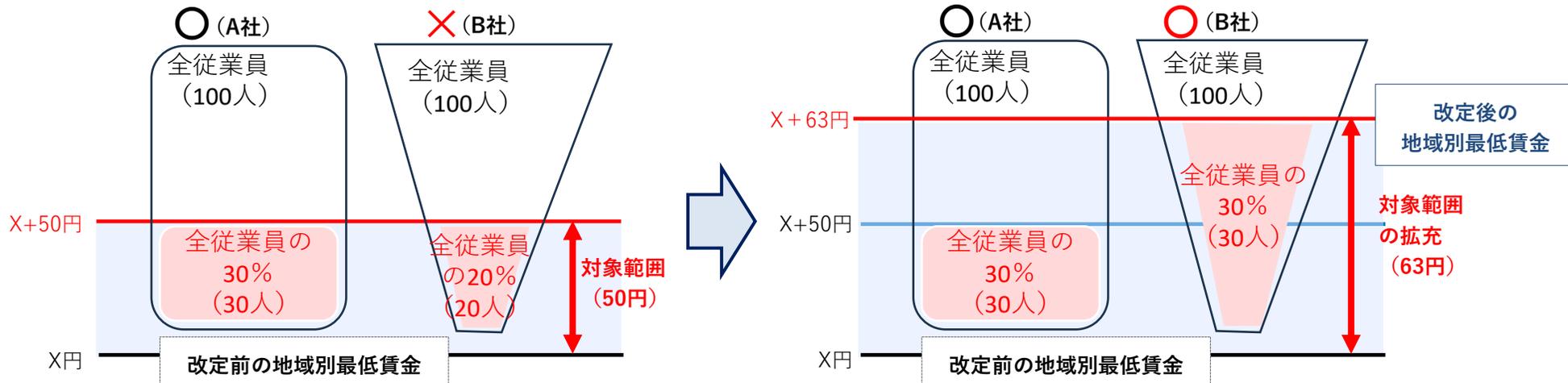
改定前の地域別最賃+50円以下の賃金で雇用している従業員(3か月以上)が、全従業員の30%以上

拡充

以下の要件を満たす場合、補助金の補助率を1/2から2/3に引上げ

改定後の地域別最賃未満の賃金で雇用している従業員(3か月以上)が、全従業員の30%以上

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合>



(※) X 円~ X+50円の賃金で雇用している従業員のみが申請対象

(※) X+51円~ X+62円の賃金で雇用している従業員も申請対象となる 2

2. 中央最賃審の目安以上に賃上げを行う中小企業の優先採択

概要

ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化補助金(一般型)について、

① 改定後の地域別最賃未滿で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者、及び、

② 中央最賃審の目安以上に事業場内の最低賃金を引き上げる事業者

に対して、それぞれ加点を行う措置を新たに導入し、それらの事業者の優先採択を行う。

事業の詳細はこちら



もの補助 IT補助 省力化補助

新規

加点措置①

改定後の地域別最賃未滿の賃金で雇用している従業員(3か月以上)が、全従業員の30%以上

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円(引上額63円)の場合>

加点措置②

事業場内の最低賃金を中央最賃審の目安(63円)以上に引き上げる事業者

<例：事業場内最低賃金が X+20 円、引上げ後 X+90円(引上額70円)の場合>

